

2. 果実対策事業計画

(1) 概要

果樹農業の継続・発展を図るためには、産地自らが目指すべき具体的な姿とそれを実現するための戦略を明確にした果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定し、これに基づき産地の構造改革を早急に進め、競争力のある産地を構築する必要がある。

本会は、(公財)中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)、長崎県、全農長崎県本部等関係機関と連携し、果樹農家の経営安定を図るため、「果樹農業生産力増強総合対策」を積極的に推進する。

(2) 事業の内容

①果樹経営支援対策事業【整備事業】

産地計画に担い手として位置づけられている担い手が実施する以下の取組を支援する。

・補助金計画額 71,904千円

ア. 優良品目・品種へ改植・新植を支援

平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への導入を推進。

イ. 小規模園地整備

生産性の高い園地づくりに向けた取組「園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備等」を支援。

ウ. 設備の導入支援

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援。

エ. 放任園地の発生防止対策

作業条件の悪い園地や、病害虫の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

②果樹経営支援対策事業【推進事業】

果樹農業振興基本方針を踏まえた産地計画の改定・策定を支援するとともに、競争力の高い産地を育成する一環として、団体を支援する。

・補助金計画額 2,800千円

ア. 大苗育苗ほの設置

改植に伴う未収益期間の短縮等のため、購入した苗を一定期間育成するための育苗ほの設置等の取組を支援する。

③果樹未収益期間支援対策事業

整備事業「優良品目・品種への改植、新植」の実施後の幼木管理経費（農薬代、肥料代等）の一部を支援。

・補助金計画額 55,148千円

④果樹先導的取組支援事業（新市場獲得対策）

需給の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革に繋がる新技術導入など、国際競争力の強化に向け、産地を先導する取組に対して支援する。

・補助金計画額 33,762千円

ア．園芸作物等の先導的取組支援

産地計画で定める優良品目・品種への改植、新植、労働性生産向上が見込まれる省力樹形の導入を支援する。

イ．小規模園地整備、設備の導入支援

産地計画に定める優良品目・品種が定植されている園地における「園内道の整備、かん水施設の設備、防風ネット等の設置」を支援する。

ウ．かんきつにおける高度な生産方式に使用する被覆資材の大規模実証

支援対象者が実態に応じて、今後の出荷品質の向上に活かすことができる確実な区分（品種や出荷時期別）を設定し、被覆資材がうんしゅうみかんに影響を与える条件（園地の傾斜、日照、土壌等）について、比較実証試験を行うことを支援する。（面積要件：取組主体当たりの実証面積が概ね2ha以上）

⑤県推進事務費補助金

果樹に関する情報収集・調査を行い、果樹対策の円滑な推進を図り、果樹産地の活性化等を推進するために必要な経費の一部が県推進事務費補助金として、中央果実協会から交付される。これには、長崎県果実生産出荷安定協議会に対する補助金も含まれている。

・補助金計画額 150千円

⑥全国果樹技術・経営コンクール

先進的な果樹農業者の努力の経過及びその成果に優れた生産者等を顕彰するとともに、その事例を広く紹介し、果樹農業の新たな発展に資する事を目的に開催されている。

⑦その他、中央果実協会の業務方法書に基づいた事業について実施する。

(3) 会員に対する指導、情報提供

- ・果樹経営支援対策事業の果樹産地協議会の研修会等を開催し、業務推進及び周知徹底を行う。
- ・中央果実協会及び関係機関からの情報を提供する。